

★千葉市の状況

新たな基本計画

※以下、「新たな基本計画分野別計画の分野6文化スポーツ」より

【政策1】文化・芸術が生まれ、広がる環境を創る

市民が文化・芸術にふれあい、活動する環境を整えるとともに、多様な主体の活動を支援するほか、まちづくりとの連携を図ることなどにより、文化・芸術が創造され、活発に展開される環境づくりを推進します。

【施策1】文化・芸術活動の創出と支援

・芸術祭や、民間主催のイベントとの連携・支援などを通じ、子どもから大人まで、文化・芸術活動にふれあい、参画できる機会を創出するとともに、サブカルチャーや新たな文化・芸術の振興、次世代を担うアーティストの支援、まちづくりや周辺エリアとの連携などにより、文化・芸術活動を軸とした多様な価値の創造を促進します。

<主な取組み>

- ・芸術祭の定期開催
- ・民間主催の大規模イベントに係る連携・支援
- ・サブカルチャーや新たな文化・芸術活動の振興
- ・次世代を担うアーティストの育成・支援
- ・市民会館の再整備
- ・文化・芸術とまちづくりの連携

【施策2】文化財の保全・活用

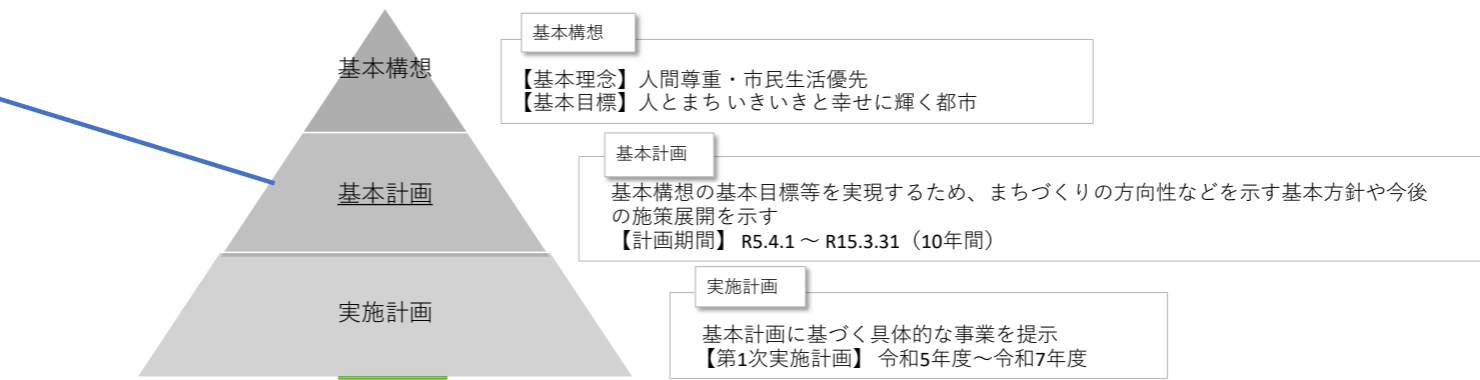
加曽利貝塚をはじめ市内に数多く残る貝塚の価値と魅力を高め、未来へつないでいくとともに、テクノロジーも活用しながら文化財の保護・活用を進め、市内外の人々が文化財に親しみ、学べる環境づくりを進めます。

<主な取組み>

- ・加曽利貝塚の整備・活用の推進
- ・文化財のデジタルアーカイブ化
- ・デジタルミュージアムの構築・推進

※参考※ 新たな基本計画策定の背景

高齢者人口の増加、総人口の減少と生産年齢人口の減少、地球温暖化による影響、感染症拡大リスク、テクノロジーの発展、持続可能な開発目標（SDGs）の達成等



個別部門計画：基本構想・基本計画に即し、実施計画と連携

(仮称) 新千葉市文化芸術振興計画

ア 計画の位置づけ：市の新たな基本系買うに対する「個別部門計画」、文化芸術基本法に基づく「地方文化芸術推進基本計画」として位置付け

イ 主な構造：マスタープランを包括した上で、基本理念、基本目標、基本施策、具体的な事業の4柱とし、理念と基本目標は刷新の検討を行う。

ウ 計画期間：本市の新たな基本計画（令和5年度～）と国の文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年度～を想定）があり、いずれの計画もその内容を参酌する必要があることから、計画期間は令和6年度から10年間とする。ただし5年経過後など、一定の期間で見直しも検討。

★国の状況

主に下記の法律の改正等があり、(仮称) 新千葉市文化芸術振興計画は、文化芸術基本法に基づき国が定めた「文化芸術推進基本法」を参酌することとなるが、他の法律や戦略等も同様に、どこまで参酌するのかを検討する必要がある。

①文化芸術振興基本法の改正：平成29年6月に改正され、「文化芸術基本法」となり、「年齢、障害の有無又は経済的な状況」に関わらず鑑賞等ができる環境整備や、我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成すること、「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野」も範囲とすること、自治体は国が定めた「文化芸術推進基本計画」を参酌し、地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を定めること（努力義務）等が反映された。

②文化芸術推進基本計画（第一期）の策定：文化芸術基本法に基づき、平成30年3月に策定。文化芸術の本質的価値や社会的経済的価値を明確化し、社会包摂の機能を活かした多様性のある社会を目指す等が記載された。計画期間は、平成30年度～令和4年度の5年間。

③文化経済戦略の策定：文化芸術基本法の成立を踏まえ、平成29年12月に策定。文化芸術と他分野が一体となって新たな価値を創出し発展していくことや、文化芸術産業の経済規模の拡大に向けた取組みの推進などが記載された。

④「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年6月）の制定及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（平成31年3月）の策定：障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の策定が国に義務付けられ、国の総合的かつ計画的に実施すべき施策等に関する計画が策定された。

⑤文化財保護法の改正：過疎化等に起因する文化財の滅失や散逸等の防止や文化財の計画的な保存活用の促進などを目的に平成30年6月に改正された